

令和 6 年度

学 生 募 集 要 項

〔帰国生徒特別選抜〕

Web 出願エントリー期間	令和 5 年 12 月 7 日 (木) ~ 令和 6 年 1 月 29 日 (月)
出願書類受付期間	令和 6 年 1 月 23 日 (火) ~ 1 月 29 日 (月) 【平日のみ】
選抜検査日	令和 6 年 2 月 11 日 (日)
合格発表日	令和 6 年 2 月 21 日 (水)
入学確約書提出期限	令和 6 年 3 月 18 日 (月)
選抜検査日 (追試験)	令和 6 年 2 月 25 日 (日)
合格発表日 (追試験)	令和 6 年 3 月 1 日 (金)
入学確約書提出期限 (追試験)	令和 6 年 3 月 18 日 (月)



独立行政法人 国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町 1-1

学生課教務係 (入試担当) 電話 (0599) 25-8404

E-mail gakusei-kyomu@toba-cmt.ac.jp

ホームページアドレス <https://www.toba-cmt.ac.jp>

目 次

教育理念・教育目標・本校のアドミッションポリシー・学科の アドミッションポリシー	1
1. 出願資格	2
2. 出願手続	2
3. Web 出願エントリー及び出願書類	3
4. 出願上の注意事項	4
5. 選抜の実施方法	4
6. 身体基準（商船学科のみ）	5
7. 合理的配慮を必要とする入学志願者との 事前相談について	5
8. 合格者発表	6
9. 入学確約書の提出	6
10. 追試験の対象となる者について	6
11. 入学検査及び入学後に関する合理的配慮の提供について	6
参考資料 独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」	8
学校保健安全法施行規則 抜粋	9
Web 出願の流れ	10

教育理念

進取・礼譲・質実剛健

教育目標

1. 人間性豊かな教養人となること
2. 創造性豊かな技術者となること
3. 国際性豊かな社会人となること

本校のアドミッションポリシー（学生受入方針）

1. 礼儀正しく、他人を思いやる心を持った人
2. 将来、技術者や科学者を目指す人
3. 自らの夢に向かって自主的に行動できる人

学科のアドミッションポリシー（学生受入方針）

【商船学科】

1. 海や船に興味がある人
2. 学ぶことが好きで自ら考えて行動できる人
3. 将来、海事技術者として世界で活躍したい人

【情報機械システム工学科】

1. 他人を思いやる心を持ち、自主的に行動できる人
2. 基礎学力を有し、ものづくりに興味がある人
3. コミュニケーション能力を有し、国際社会で活躍したい人

1. 出 願 資 格

出願資格は、日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者で、保護者の海外勤務に伴って外国において教育を受けた者（海外在住期間が中学校に相当する課程において通算して2年以上の者で、令和4年4月以降の帰国者）で、下記の各要件のいずれかに該当し、商船学科については、「6. 身体基準」も満たす者とします。

- (1) 中学校を卒業した者又は令和6年3月に中学校卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業した者又は令和6年3月に義務教育学校を卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者又は令和6年3月に修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和6年3月に在外教育施設の当該課程を修了見込みの者

2. 出 願 手 続

- (1) Web 出願エントリー期間

令和5年12月7日（木）～令和6年1月29日（月）

- (2) 出願書類受付期間

令和6年1月23日（火）～1月29日（月）

取扱時間 平日 9時～16時

郵送の場合は1月29日（月）までに必着のこと

- (3) 出願書類受付場所

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1-1

鳥羽商船高等専門学校 学生課教務係（入試担当）

電話（0599）25-8404

なお、郵送の場合は必ず**書留郵便**とし、封筒表面に「**出願書類在中**」と朱書してください。

3. Web 出願エントリー及び出願書類

出願手続きは、Web 出願サイトにて行う「Web 出願エントリー」と調査書・写真票等の必要書類を本校に提出する「出願書類提出」で完了となります。詳細は下表及び巻末の「Web 出願の流れ」をご参照ください。

書類等	作成者	備考
①Web 出願エントリー	志願者	「Web 出願サイト」上で必要事項を入力してください。
②受験票	志願者	「Web 出願サイト」から出力して印刷し、受験日当日に必ず持参してください。
③入学検定料	志願者	16,500 円 「Web 出願サイト」において支払手続き(クレジットカード・コンビニエンスストア・金融機関 ATM (ペイジー))を行ってください。支払いの際は別途手数料がかかります。

以下の書類は Web 出願エントリー完了後、在学する中学校で取りまとめ、出願書類受付期間内に提出してください。

※令和 6 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、①～④を志願者が一括して提出してください。
(③は厳封、④は医療機関で証明すること。)

書類等	作成者	備考
①写真票	志願者	「Web 出願サイト」から出力して印刷したもの。顔写真データをアップロードしていない場合は、出願 3 か月以内に撮影した上半身脱帽の写真(4 cm×3 cm)を貼付してください。
②海外在住状況説明書	志願者	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に必要事項を記入してください。
③入学志願者調査書	中学校長	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長が必要事項を記入してください(高等学校及びその他の学校の在学者又は中退者は、その学校長の作成した調査書が別に必要なので、出願書類請求の際、その旨を申し出てください)。
④健康診断証明書 (商船学科志願者のみ)	中学校長	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長が必要事項を記入してください。中学校長が証明できない場合は、医師の証明書を添付してください。 ※視力が C の場合は数字で記入し、裸眼で 0.4 以下の場合は、必ず矯正視力を記入してください。また、色覚については、学校保健安全法施行規則には必須の検査項目から除外されていますが、商船学科では別に定める身体基準を満たす必要がありますので、学校、眼科医等において正常であることを確認し必ず記入してください。

4. 出願上の注意事項

- (1) 志望学科欄には商船学科、情報機械システム工学科のうちから、志望の学科を選択してください。また、体験学習選抜または推薦選抜を志願した者が不合格となった場合、その際の入学検定料の再納付は必要ありません。
- (2) 出願書類提出後に記載事項の変更を生じたときは、ただちに申し出てください。ただし、志望学科の変更は認めません。

5. 選抜の実施方法

中学校長等から提出された調査書と本校が行う作文、面接、学力検査（マークシート方式による解答）により総合的に行います。

(1) 日時及び検査科目等・内容

月 日	時 間	検査科目等	内 容
2月11日(日) 受付終了後 各検査室へ 入室	8:30 ~ 9:00	受 付	
	9:30 ~ 10:20	理 科	学力検査で出題する 内容は中学校学習指 導要領に準拠しま す。
	10:40 ~ 11:30	英 語	
	11:50 ~ 12:40	数 学	
	13:30 ~ 14:20	作 文	
	14:45 ~	面 接	

○作 文

作文は、当日与えられたテーマにより、600字程度で行います。

○面 接

面接は、個人面接とし、1名につき15分程度で行います。

(2) 受験地

鳥羽商船高等専門学校（三重県鳥羽市池上町1-1）

(3) 帰国生徒特別選抜の追試験について

令和6年2月11日(日)の帰国生徒特別選抜を受験できない者に対して、令和6年2月25日(日)に追試験を予定しております。詳細につきましては、6ページ及び本校ホームページ (<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/tyosasho/>)にてご確認ください。

6. 身体基準（商船学科のみ）

商船学科は船舶職員を育成することを目的とするため、修業年限のうち合計1年間の大型練習船実習があり、この実習の全課程を修了しなければ卒業が認められません。このため、次に定める身体基準及び、独立行政法人海技教育機構において定める身体基準(8ページ 参考資料参照)を満たす必要があります。

記

視力	視力（矯正視力を含む）が両眼ともにC（0.5）以上であること
色覚	色覚に異常を有しないこと※
聴力	5m以上の距離で、話声語を弁別できること
体格	四肢の異常、運動機能障害等、船舶職員としての勤務に支障がないこと

※色覚については、学校、眼科医等において石原式色覚検査表国際版で正常であることを必ず確認してください。もし、この検査で正常でなかった場合は、パネルD-15を使用した検査に合格することが必要です。

現在、参考資料(8ページ)に掲げる項目に該当するおそれがある者（過去に該当していた者も含む）、あるいは精神の機能障害や薬の副作用の症状等が認められる者は、入学後、独立行政法人海技教育機構による大型練習船実習ができなくなる場合がありますので、必ず出願前にご相談ください。

また、本校では日本国において定められている諸法に則った教育活動を実施しています。身体基準の規定を設けることは「障害による差別の解消の推進に関する法律(いわゆる『障害者差別解消法』)」に抵触する可能性があります。

一方で、船舶職員養成課程では「船員法施行規則」および「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の遵守も求められているため、現状ではその規定に適応する形で身体基準を設けざるを得ません。船舶職員養成課程を担っている商船学科では卒業までに合計1年間の大型練習船実習があります。大型練習船実習では船員法施行規則が準用され、船員法施行規則第二号表に該当する場合、実習を受けられず、卒業できない場合があります。出願を希望する者はこの点に十分留意するように求めます。

なお、本件に関する不明点に関しては学生課教務係（入試担当）にお問い合わせください。

7. 合理的配慮を必要とする入学志願者との事前相談について

本校に入学を希望する者で、合理的配慮を必要とする者は、受験上及び修学上の対応を事前に協議する必要がありますので、募集要項6ページに記載の内容をご確認のうえ、あらかじめ本校に申し出てください。

また、申し出に基づき相談が必要となった場合は下記の方法により行います。

○ 相談方法

健康診断書を提出することとし、必要な場合は、本校において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談を行います。

なお、この申し出・質問は下記あてに行ってください。

あて先 〒517-8501 三重県鳥羽市池上町 1-1
鳥羽商船高等専門学校 学生課教務係（入試担当）
電話（0599）25-8404

8. 合格者発表

令和 6 年 2 月 21 日 午前 10 時

本校内に合格者の受験番号を掲示するとともに、上記時刻以降、本校ホームページ（<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/goukaku/>）に掲載します。
また、出身学校長には「入学者選抜検査結果」を、合格者には「合格通知書」を同日中に発送します。正式な合格の確認は「合格通知書」によります。なお、電話等による判定結果の照会には一切応じません。

9. 入学確約書の提出

合格通知書を受けた者は、令和 6 年 3 月 18 日（月）までに本校所定の「入学確約書」を提出してください。（簡易書留郵便による郵送も可。その他詳細については、合格通知書送付の際にお知らせします。）

10. 追試験の対象となる者について

追試験受験の対象者は、次のいずれかに該当する志願者とします。

ア. 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第十八条に定める感染症に罹患、または罹患している疑いがあり、本試験を受験できない者。

（9 ページ 参考資料参照）

イ. その他、受験者自身の責めに帰することができない理由で本試験を受験できず、追試験の受験を申請した者で、校長がその申請を認めた者

上記に該当する場合は、各選抜試験の当日試験開始時刻までに、必ず学生課教務係（入試担当）（0599-25-8404）まで連絡をしてください。試験開始時刻までに連絡がない場合は、追試験受験の意思がないものとして取り扱います。

詳細につきましては、本校ホームページ（<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/tyosasho/>）にてご確認ください。

11. 入学検査及び入学後に関する合理的配慮の提供に関して

鳥羽商船高等専門学校では、「障害による差別の解消の推進に関する法律」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に則り、障害等による支援ニーズのある学生に対して、入試または修学上の合理的配慮の提供を行っています。

入学検査において障害等を理由とした合理的配慮の提供を要する場合は、早めに学

生課教務係（入試担当）（0599-25-8404）までご相談ください。なお、合理的配慮の提供には準備に時間がかかることもあるため、各選抜試験における出願書類提出期限の一か月前を過ぎてからの相談及び申請では、十分な合理的配慮を受けられず、不利益が生じる可能性があることにご留意ください。

必要に応じて、生徒、保護者及び在籍する学校関係者に対して、相談された内容について質問する場合がありますが、合理的配慮に関する申請および問い合わせ内容は入学者選抜の合否判定には一切影響ありません。

入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求められます。必要となる根拠資料に関しては、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によって示されている、1)障害者手帳の種別・等級・区分認定、2)適切な医学的診断基準に基づいた診断書、3)標準化された心理検査等の結果、4)専門家の所見、5)中学校、特別支援学校中等部等入学前の支援状況に関する資料、6)本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等が該当します。

※ 根拠資料に関しては、提出の要不要に関しても学生課教務係（入試担当）までご相談ください。

※ ご提出いただく根拠資料としての条件を満たしているかどうか、学生課教務係（入試担当）において確認いたします。満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

（入学後のお願い）

入学後に修学上の合理的配慮が必要な場合には、合理的配慮提供のための準備を十分に行うために、出願前の可能な限り早い段階に**学生課教務係（入試担当）（0599-25-8404）**まで事前相談を受けられることをお勧めします。入試後、または入学後に合理的配慮に関して初めて申請なさると、修学に必要な支援を十分に受けられなくなる可能性があります。なお、事前相談を受けられても、入学者選抜の合否判定には一切影響ありません。

参考資料

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」

(独立行政法人海技教育機構航海訓練科規程 第3条の規定により、船員法施行規則 第二号表(第五十五条関係)による。)

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力(万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む)
航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。
 - (2) 聴力
両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。
 - (3) 握力
男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者

学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号） 抜粋

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 **SARS** コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 **MERS** コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
 - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。